

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成28年6月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「28年改正法」という。）の施行等に伴い、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要領について、所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1）地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）が創設されたことに伴い、明細書の様式、添付書類等について規定。
- （2）国際課税原則の帰属主義への見直し（平成26年度税制改正）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、国税の改正を踏まえ、明細書の様式等を規定。
- （3）その他、28年改正法の施行及び国税の様式改正に伴う所要の措置等を講ずる。

3 施行期日

公布の日から施行する。